２　その他　3,300点

Ｋ０８７　断端形成術（骨形成を要するもの）
１　指（手、足）　7,410点
２　その他　10,630点

Ｋ０８８　切断四肢再接合術
１　四肢　144,680点
２　指（手、足）　81,900点
（手、足）

Ｋ０８９　爪甲除去術　640点

Ｋ０９０　ひょう疽手術
１　軟部組織のもの　990点
２　骨、関節のもの　1,280点

Ｋ０９０－２　風棘手術　990点

Ｋ０９１　陥入爪手術
１　簡単なもの　1,400点
２　爪床爪母の形成を伴う複雑なもの　2,490点

Ｋ０９２　削除

Ｋ０９３　手根管開放手術　4,110点

Ｋ０９３－２　関節鏡下手根管開放手術　10,400点

Ｋ０９４　足三関節固定（ランブリヌディ）手術　27,890点

Ｋ０９５　削除

Ｋ０９６　手掌、足底腱膜切離・切除術
１　鏡視下によるもの　4,340点
２　その他のもの　2,750点

Ｋ０９６－２　体外衝撃波疼痛治療術（一連につき）　5,000点

Ｋ０９７　手掌、足底異物摘出術　3,190点

Ｋ０９８　手掌屈筋腱縫合術　11,090点

Ｋ０９９　指瘢痕拘縮手術　6,880点

Ｋ０９９－２　デュプイトレン拘縮手術
１　１指　10,430点
２　２指から３指　22,480点
３　４指以上　32,710点

Ｋ１００　多指症手術
１　軟部形成のみのもの　2,640点
２　骨関節、腱の形成を要するもの　13,250点

Ｋ１０１　合指症手術
１　軟部形成のみのもの　7,320点
２　骨関節、腱の形成を要するもの　13,910点

Ｋ１０１－２　指癒着症手術
１　軟部形成のみのもの　7,320点
２　骨関節、腱の形成を要するもの　13,910点

Ｋ１０２　巨指症手術
１　軟部形成のみのもの　8,330点
２　骨関節、腱の形成を要するもの　17,700点

Ｋ１０３　屈指症手術、斜指症手術
１　軟部形成のみのもの　11,510点
２　骨関節、腱の形成を要するもの　15,390点

Ｋ１０４　削除

Ｋ１０５　裂手、裂足手術　27,890点

Ｋ１０６　母指化手術　35,610点

Ｋ１０７　指移植手術　116,670点

Ｋ１０８　母指対立再建術　19,150点

Ｋ１０９　神経血管柄付植皮術（手、足）　40,460点

Ｋ１１０　第四足指短縮症手術　10,790点

Ｋ１１０－２　第一足指外反症矯正手術　10,790点

Ｋ１１１　削除
（脊柱、骨盤）

Ｋ１１２　腸骨窩膿瘍切開術　4,670点

Ｋ１１３　腸骨窩膿瘍掻爬術　11,600点

Ｋ１１４及びＫ１１５　削除

Ｋ１１６　脊椎、骨盤骨掻爬術　17,170点

Ｋ１１７　脊椎脱臼非観血的整復術　2,570点

Ｋ１１７－２　頸椎非観血的整復術　2,570点

Ｋ１１７－３　椎間板ヘルニア徒手整復術　2,570点

Ｋ１１８　脊椎、骨盤脱臼観血的手術　31,030点

Ｋ１１９　仙腸関節脱臼観血的手術　24,320点

Ｋ１２０　恥骨結合離開観血的手術　7,890点

Ｋ１２０－２　恥骨結合離開非観血的整復固定術　1,580点

Ｋ１２１　骨盤骨折非観血的整復術　2,570点

Ｋ１２２及びＫ１２３　削除

Ｋ１２４　腸骨翼骨折観血的手術　15,760点

Ｋ１２４－２　寛骨臼骨折観血的手術　43,790点

Ｋ１２５　骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。）　32,110点

Ｋ１２６　脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除によるもの）
１　棘突起、腸骨翼　3,150点
２　その他のもの　4,510点

Ｋ１２６－２　自家培養軟骨組織採取術　4,510点

Ｋ１２７　削除

Ｋ１２８　脊椎、骨盤内異物（挿入物）除去術　12,770点

Ｋ１２９からＫ１３１まで　削除

Ｋ１３１－２　内視鏡下椎弓切除術　17,300点
注　２椎弓以上について切除を行う場合は、１椎弓を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎弓を超えないものとする。

Ｋ１３２　削除

Ｋ１３３　黄色靱帯骨化症手術　28,730点

Ｋ１３４　椎間板摘出術
１　前方摘出術　40,030点
２　後方摘出術　23,520点
３　側方摘出術　28,210点
４　経皮的髄核摘出術　15,310点
注　２について、２以上の椎間板の摘出を行う場合には、１椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎間を超えないものとする。

Ｋ１３４－２　内視鏡下椎間板摘出（切除）術
１　前方摘出術　75,600点